

国海安第 162 号の 2
平成 17 年 3 月 25 日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
石田 育男

海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書検査心得の一部改正について

標記について、下記の省令の制定に伴い、海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書検査心得の一部を別添のとおり改正し、平成 17 年 4 月 5 日より適用することとしたので、業務上遺漏なきようお願いいたします。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい願います。

記

- ・海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令について(平成 17 年国土交通省令第 18 号)

I 海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令</p>	<p>海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令</p>	
<p>(定義) 1.0(a) (略)</p>	<p>(定義) 1.0(a) (略)</p>	
<p>(b) タンカーの載貨重量トン数は、載貨重量トン数証書に記載された載貨重量トン数によること。 ただし、国際航海に従事しないタンカーの載貨重量トン数については、造船所、民間検定機関等で行った載貨重量トン数の算定が適当なものであり、かつ、その値が技術基準の適用区分が明白となるような範囲の値である場合または技術基準の適用区分が明白となるような範囲の値でない場合であっても、次の算式により得られた値が適用区分となる載貨重量トン数を下回る場合には、載貨重量トン数証書に記載された載貨重量トン数によることを要しない。 $V1 \times c + V2 \times 0.95 + V3 \times 1.025 + V4 \times 1.0$ <p>V1：貨物艙の総容積(ハッチコーミング部分も算入する。)(m³) V2：潤滑油タンクの総容積(m³) V3：バラストタンクの総容積(m³) V4：清水タンク及びボイラ水の総容積(m³) c：貨物油の密度(0.96t/m³：ただし、アスファルトタンカーにあつては、1.06t/m³とする。) <u>この際、「技術基準の適用区が明白である」場合には次の(1)の書類を、「技術基準の適用区が明白でない」場合には次の(1)から(3)までの書類を提示させ、当該タンカーの技術基準の適用区分を確認すること。</u></p> </p>	<p>(b) タンカーの載貨重量トン数は、載貨重量トン数証書に記載された載貨重量トン数によること。 ただし、国際航海に従事しないタンカーの載貨重量トン数については、造船所、民間検定機関等で行った載貨重量トン数の算定が適当なものであり、かつ、その値が技術基準の適用区分が明白となるような範囲の値である場合または技術基準の適用区分が明白となるような範囲の値でない場合であっても、次の算式により得られた値が適用区分となる載貨重量トン数を下回る場合には、載貨重量トン数証書に記載された載貨重量トン数によることを要しない。 $V1 \times c + V2 \times 0.95 + V3 \times 1.025 + V4 \times 1.0$ <p>V1：貨物艙の総容積(ハッチコーミング部分も算入する。)(m³) V2：潤滑油タンクの総容積(m³) V3：バラストタンクの総容積(m³) V4：清水タンク及びボイラ水の総容積(m³) c：貨物油の密度(0.96t/m³：ただし、アスファルトタンカーにあつては、1.06t/m³とする。)</p> </p>	<p>一部改正</p>

<p>(1) 造船所、民間検定機関等で作成した載貨重量トン数の計算書</p> <p>(2) 復原性資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般配図 ・船体中央断面図 ・排水量等曲線図 ・完成重量重心計算書 ・タンクの測深図表 ・乾舷計算書 <p>(3) その他必要な書類</p> <p>なお、次の設備については、技術基準の適用上載貨重量トン数が必要となる。</p> <p>(イ) 分離バラストタンク及び貨物艙原油洗浄設備の設置(次図参照)</p> <p>(ロ) 貨物船の構造及び配置の基準(載貨重量トン数 600 トン、<u>5,000 トン</u>)</p> <p style="text-align: center;">【図略】</p> <p>(c) (略)</p>	<p>なお、次の設備については、技術基準の適用上載貨重量トン数が必要となる。</p> <p>(イ) 分離バラストタンク及び貨物艙原油洗浄設備の設置(次図参照)</p> <p>(ロ) 貨物船の構造及び配置の基準(載貨重量トン数 600 トン、<u>500 トン</u>)</p> <p style="text-align: center;">【図略】</p> <p>(c) (略)</p>	
<p>17.0(a) ~ (e) (略)</p> <p style="text-align: center;">(貨物の構造及び配置の基準)</p> <p>(f) 本条第 5 号から 7 号までに規定する船側外板から直角に測った距離の基準は、丸型ガンネル部分については適用しない。</p> <p>(g) 本条第 7 号口ただし書中の各用語の解釈は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(h) 本条第 10 号の趣旨は、配管が損傷を受けた場合に、</p>	<p>17.0(a) ~ (e) (略)</p> <p style="text-align: center;">(貨物船の構造及び配置の基準)</p> <p>(f) 本条第 5 号及び第 6 号に規定する船側外板から直角に測った距離の基準は、丸型ガンネル部分については適用しない。</p> <p>(g) 本条第 6 号口ただし書中の各用語の解釈は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(h) 本条第 5 号の趣旨は、配管が損傷を受けた場合に、</p>	<p>号ずれ改正</p> <p>号ずれ改正</p> <p>号ずれ改正</p>

<p>当該配管を通じ、直接損傷を受けていない貨物艙からの油の流出を防ぐためのものであり、弁その他の閉鎖装置を備えるべき位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(i) 施行日(昭和58年10月2日)前に建造され又は建造に着手された長さ100m未満の国際航海に従事しないタンカーに対する本条第10号の規定の適用については、次のいずれかに適合する複数の貨物艙は、1個の貨物艙とみなして差し支えない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(j) 本条第12号中の各用語の解釈は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>当該配管を通じ、直接損傷を受けていない貨物艙からの油の流出を防ぐためのものであり、弁その他の閉鎖装置を備えるべき位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(i) 施行日前に建造され又は建造に着手された長さ100m未満の国際航海に従事しないタンカーに対する本条第5号の規定の適用については、次のいずれかに適合する複数の貨物艙は、1個の貨物艙とみなして差し支えない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(j) 本条第11号中の各用語の解釈は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>号ずれ改正</p> <p>号ずれ改正</p>
<p>附則(平成5年運輸省令第7号)</p> <p>附2.0(a) (1)「カテゴリー1の油タンカー」とは、原油、重油、重ディーゼル油又は潤滑油の運送の用に供される載貨重量トン数2万トン以上のタンカー又はそれら以外の油の運送の用に供される載貨重量トン数3万トン以上のタンカーのうちMARPOL73/78 附属書 第1規則(26)で定義される「新船である油タンカー」のための要件に適合しないタンカーをいう。主にEE船又はEN船が対象となる。</p> <p>(2)「カテゴリー2油タンカー」とは、原油、重油、重ディーゼル油又は潤滑油の運送の用に供される載貨重量トン数2万トン以上のタンカー又はそれら以外の油の運送の用に供される載貨重量トン数3万トン以上のタンカーのうち、MARPOL73/78 附属書 第1規則(26)で定義さ</p>	<p>附則(平成5年運輸省令第7号)</p>	<p>新規追加</p>

<p>れる「新船である油タンカー」のための要件に適合しているタンカーをいう。主にNN船が対象となる。</p> <p><u>(3)「カテゴリー3の油タンカー」とは、載貨重量トン数5千トン以上のタンカーで上記(1)及び(2)に規定される載貨重量トン数未満のタンカーをいう。</u></p> <p>附 2.1(a) (略) ~ (e)</p> <p>(f) 本項2号二においてPAC及びPAsの算定については、次のとおり取り扱うこと。 (1)~(3) (略)</p> <p>附 2.5(a) 「当該船舶の構造等を考慮して地方運輸局長が差し支えないと認めるもの」とは <u>MARPOL73/78 条約附属書 第 13G 規則 (6) 及び (7) で言及されている Condition</u></p>	<p>附 2.1(a) (略) ~ (e)</p> <p>附 2.6(a) PAC 及び PAs の算定については、次のとおり取り扱うこと。 (1)~(3) (略)</p> <p>(b) 「貨物艙の構造等を考慮して地方運輸局長が定めるもの」とは、積載方法としてハイドロバランスローディング(MARPOL73/78 条約の附属書の第 13 c (7)規則で言及されている代替措置としての構造上又は運航上の措置の承認に関するガイドライン(MEPC 決議 64(36)-1994.11.4 採択)を用いているものをいう。</p> <p>(c) 船舶所有者から特定現存タンカーについてハイドロバランスローディングを用いることの申し出があった場合には、あらかじめ必要な書類を添えて首席船舶検査官に伺い出ること。</p>	<p>一部改正 附 2.6(a) 附 2.1(f)</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>新規追加</p>
---	--	---

<p><u>Assessment Scheme(以下「CAS」という。)の検査に合格したものをいう。</u></p> <p>(b) <u>CAS 検査は「ばら積み貨物船とオイルタンカーの検査の際の検査強化プログラムに関する指針」(IMO 総会決議 A.744(18) : 1993.11.4 採択)及び「船体状態評価(MEPC 決議 94(46) : 2001.4.27 採択)に従って検査を行うこと。</u></p> <p>(c) (1) <u>「ばら積み貨物船とオイルタンカーの検査の際の検査強化プログラムに関する指針」(IMO 総会決議 A.744(18) : 1993.11.4 採択)については、船舶検査の方法「附属書 I IMO A.744 による検査の強化プログラム」によること。</u> (2) <u>「船体状態評価策(CAS)」(MEPC 決議 94(46) : 2001.4.27 採択)については船舶検査の方法「附属書」MEPC.94(46)による船体状態評価策」によること。</u></p> <p><u>附 2.6(a) 国際航海に従事する現存タンカーの二重沿側の幅及び二重底の高さは、次の基準に適合させること。</u></p> <p>(1) <u>二重沿側の幅</u> <u>技術基準省令第 17 条 7 号イの基準(ただし、二重船側の最小幅は、ビルジ部分及び丸型ガネル部分以外の部分において測定し、ビルジ部分及び丸型ガネル部分にあっては、当該部分に最も近い船側外板の平坦な部分におけるモールデッド・ラインを延長して得られる線から直角に測った距離が、技術基準省令第 17 条 7 号イの規定による値以上であること。)</u></p>		<p>新規追加</p> <p>新規追加</p> <p>新規追加</p>
---	--	-------------------------------------

<p><u>二重底その他これらと同等以上の構造以外の構造をいう。</u></p> <p>(c) <u>附 2.5(b)(c)は本項について準用する。</u></p>		<p>新規追加</p>
<p>附則(平成 17 年国土交通省令第 18 号)</p> <p>附 2.2(a) <u>国際航海に従事する現存タンカーの二重船側の幅及び二重底の高さは、次の基準に適合させること。</u></p> <p>(1) <u>二重船側の幅</u> <u>技術基準省令第 17 条第 6 号イの基準(ただし、二重船側の最小幅は、ビルジ部分及び丸型ガンネル部分以外の部分において測定しビルジ部分及び丸型ガンネル部分にあっては当該部分に最も近い船側外板の平坦な部分におけるモールデッド・ラインを延長して得られる線から直角に測った距離が、技術基準省令第 17 条第 6 号イの規定による値以上であること。)</u></p> <p>(2) <u>二重底の高さ</u> <u>技術基準省令第 17 条第 5 号ロ及びハの基準</u></p> <p><u>国際航海に従事しない現存タンカーの二重船側の幅及び二重底の高さは、次の基準に適合させること。</u></p> <p>(1) <u>二重船側の幅</u> <u>船側外板から直角に測った距離がいずれの箇所においても 0.76m 以上であること。(ただ</u></p>		<p>新規追加</p> <p>新規追加</p>

<p>し二重船側の最小幅はビルジ部分及び丸型ガ ンネル部分以外の部分において測定し、ビルジ 部分及び丸型ガンネル部分にあつては、当該部 分に最も近い船側外板の平坦な部分における モールデッド・ラインを延長して得られる線か ら直角に測った距離が 0.76m 以上であるこ と。)</p> <p>(2) 二重底の高さ 船底外板から直角に測った距離がいずれ の箇所においても 0.76m 以上であること。 (ただし、二重底の最小高さは、船体中心線で 測定しウエル、ビルジ部等及びその付近の二 重底の高さは、部分的に 0.76m より小さくて もよい。)</p> <p>(b) 載貨重量トン 5000 トン以上の重油タンカー の経過措置については、船舶区画規程等の一部 を改正する省令(平成 5 年運輸省令第 7 号)附則 2 条及び本心得の附則(平成 14 年 7 月 1 日)2.5(a)～(c)及び附 2.6(a)～(c)を参照するこ と。</p> <p>附 2.2(a) 附 2.2(a)は、本項について準用する。</p>		<p>新規追加</p> <p>新規追加</p>
<p>心得附則(平成 17 年 3 月 25 日) (施行期日)</p> <p>(1) 本改正後の心得は、平成 17 年 4 月 5 日よ り適用する。</p>		

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置 手引書等検査規則	海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置 手引書等検査規則	
<p>5.1(a) (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 載貨重量トン数の欄</p> <p>(イ) タンカーについてのみ載貨重量トン数証書に記載された載貨重量トン数を記載させること。</p> <p>この場合において、本心得 <u>1.0(b)</u>ただし書の規定により、載貨重量トン数証書に記載された載貨重量トン数によることを要しないとされた国際航海に従事しないタンカーにあっては適当であると認められた載貨重量トン数を「約 トン」と記載させること。</p> <p>(ロ) 検査申請書の提出に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>1) 載貨重量トン数証書に記載された載貨重量トン数による場合にあつては、当該載貨重量トン数証書を提示させ、確認すること。</p> <p>2) 1)以外の場合にあつては、「<u>技術基準の適用区分が明白である</u>」場合には次のイ)の書類を、「<u>技術基準の適用区分が明白でない</u>」場合には次のイからハ)までの書類を提示させ、確認すること。</p> <p><u>イ) 造船所、民間検定機関等で作成した載貨重量トン数の計算書</u></p> <p><u>ロ) 復原性資料</u></p> <p><u>・一般配置図</u></p>	<p>5.1(a) (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 載貨重量トン数の欄</p> <p>(イ) タンカーについてのみ載貨重量トン数証書に記載された載貨重量トン数を記載させること。</p> <p>この場合において、本心得 <u>1.0</u>ただし書の規定により、載貨重量トン数証書に記載された載貨重量トン数によることを要しないとされた国際航海に従事しないタンカーにあっては適当であると認められた載貨重量トン数を「約 トン」と記載させること。</p> <p>(ロ) 検査申請書の提出に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>1) 載貨重量トン数証書に記載された載貨重量トン数による場合にあつては、当該載貨重量トン数証書を提示させ、確認すること。</p> <p>2) 1)以外の場合にあつては、<u>造船所、民間検定機関等で作成した計算書</u>を提示させ、確認すること。</p>	<p>一部改正</p> <p>一部改正</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・船体中央断面図 ・排水量等曲線図 ・完成重量重心計算書 ・タンクの測深図表 ・乾舷計算書 <p>八) その他必要な書類</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(b)・(c) (略)</p>	<p>(4)・(5) (略)</p> <p>(b)・(c) (略)</p>	
<p>心得附則(平成17年3月25日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>(1) 改正後の心得は、平成17年4月5日より適用する。</p>		